

たかだ脳神経外科・内科クリニック

訪問リハビリテーション

【高齢者虐待防止のための指針】

設備及び運営に関する基準第 83 条に基づく「虐待防止のための指針」を以下のように定める。

第 1 条 【事業所における虐待防止に関する基本的な考え方】

当事業所では、高齢者虐待防止に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援者等に関する法律」を踏まえ、高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重をし、サービス提供にあたって、身体的・精神的な虐待が起きることのないよう、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第 2 条 【虐待の定義】

本指針における「虐待」を以下について定義し、これらの発生防止を図ることとする。

① 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為又は、これらのおそれのある行為。

② 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

介護や世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し（意図的・効果的であるか問わず）、高齢者の身体・精神・生活環境等の状態を悪化させる行為。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的・情緒的な苦痛を与えること。

④ 性的虐待

本人と合意形成されていない、あらゆる性的な行為を強要すること、又は性的な行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。

第 3 条 【虐待防止検討委員会、その他組織に関する事項】

当事業所では、「防止」「早期発見」「発生時の検討・対策」等の虐待防止に関する処置を適切に実施することを目的とした「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

① 委員会の役割

- ・虐待防止のための指針、基本理念、行動規範等の周知
- ・虐待防止のための指針、マニュアルの整備・見直し

- ・虐待防止を目的としたサービス提供職員研修の企画・運営
- ・虐待防止に関する担当者の選任・任命
- ・虐待予防・早期発見への対策
- ・虐待発生時の対応
- ・虐待発生時の原因分析と再発防止策に関すること

② 構成員

- ・理事長
 - ・医師
 - ・訪問療法士（PT・OT・ST）
- その他、必要に応じて委員を指名する。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

- ・委員会は定期的（年2回程度）に開催。
※虐待事案発生時等、事案に応じて委員会を開催する。
- ・

④ 高齢者虐待防止の担当者選任

- ・理事長 高田 智也

第4条 【高齢者虐待防止のための研修に関する基本方針】

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 訪問に関わる新任職員への研修の実施
- ③ その他、必要な教育、研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

第5条 【虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針】

- ① 虐待等の発生や発生した疑いを確認した場合は、速やかに管理者、委員会担当者に報告し、直ちに委員会を開催する。また、関係各所への報告も行う。
- ② 緊急性の高い事案が発生した場合、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。
- ③ 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

第6条 【虐待が発生した場合の報告・相談体制】

- ① 利用者、家族、職員、ケアマネジャー等から虐待の通報を受けた場合、本指針に従って対応する。相談窓口は第3条④で定められた担当者とする。
- ② 当職員で虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、早急に委員会を開催し、事実関係の把握と解決につながるよう努め、必要に応じて関係機関に通報する。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくい特徴があることを常に認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待委員会及び担当者は職員に対し、早期発見に努めるように促す。

第7条 【虐待等に係る苦情解決方法】

- ① 虐待等の苦情相談に対して、苦情受付担当者は苦情を受け付けた内容を管理者（理事長）に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- ③ 対応の結果は、相談者にも報告する。

第8条 【成年後見制度の利用支援】

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

第9条 【当指針の観覧】

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所にて観覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

第10条 【その他】

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内外の研修に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指します。

附則

令和8年4月16日より施行。